



市会

What we do
YOKOHAMA CITY COUNCIL

総務課 045(671) 3041
秘書広報課 045(671) 3040
議事課 議事担当 045(671) 3044
委員会担当 045(671) 3045
政策調査課 政策調査担当 045(671) 3047
法制等担当 045(671) 3099

各党派議員室連絡先
議政局の機構と主な事務

横浜市会 議会局
横浜市会議会局秘書広報課
TEL: 045(671)3040 FAX: 045(681)7388
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

ホームページ:
https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/

発行 令和7年5月

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

委員会

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の所管局別に常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査をしています。議員は原則1つの委員会に所属し、任期は1年で、各委員会には委員長1人と副委員長2人がいます。会期以外の期間にも、所管する局の事業などについて調査・研究するなど、様々な活動を行っています。

常任委員会一覧



市会運営委員会

各党派の意見を調整する場として設置され、交渉会派(所属議員5人以上)の代表者によって、市会運営上の様々な事項に関して協議が行われています。市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

市会の議決によって定められた特定の問題(付議事件)について、審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。このほか、毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

特別委員会一覧



本会議・委員会の 会議録はこちら



会議の流れ

定例会の流れは、次の図のようになっています。
(※当初予算を審議する第1回定例会を除く)

本会議

- 開会
議長の開会宣告により定例会が開会します。
- 議案上程
開会日に議案が提出されます。議案を議題とすることを上程とします。
- 議案説明
提案者は提出議案の内容と提案理由について説明します。
- 質疑
議案について、議員が質問し(質疑)、提案者がこれに答えます(答弁)。
- 委員会付託
議案などを詳細に審査するために、関係の常任委員会などに付託します。
- 一般質問
議員が市政全般の施策等について質問し、市長などが答えます。

常任委員会

各常任委員会では本会議で付託された議案や請願などについて、執行機関から詳しく説明を受けたり、質疑を行うなど専門的かつ詳細に審査し、委員会として賛成すべきか、反対すべきかを決定します。

本会議

- 委員会報告
委員会が終わると再び本会議を開き、各委員会での審査の結果について報告されます。
- 討論
議案などについての賛成・反対の意見が述べられます。
- 議決
討論が終了し、すべての意見が出たところで議案・請願などについて賛成か反対かの議決を行います。
- 閉会
議長の閉会宣告により定例会が開会します。

市会の広報

ヨコハマ議会だより

- 年4回発行、定例会の概要等についてお知らせ
- 点字・CD・デジ版も希望される方にお届けしています

横浜市会ポスター

- 定例会の開催周知のため、市内公共施設・駅などに掲出
- 市庁舎や駅のデジタルサイネージでも放映しています

請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願書や陳情書を市会議員宛てに提出することができます(請願書の提出には、市会議員の紹介が必要)。

請願の場合は、常任委員会などで審査した上で、本会議で「採択」「不採択」を決定し、結果を請願者に通知します。陳情の場合は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど、議会としての意思決定に関するものは常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知します。

それ以外の行政への要望に関する陳情書については、議長が市長の回答を求め、その旨を陳情者に通知します。

※陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない「取扱い」とすることがあります。

請願・陳情の詳細や手続きはこちら



請願書・陳情書の提出方法

右の例を参考にして、議会局へ提出してください。

- 日本語を用いた文書で提出してください。なお、点字で提出する場合は、なるべく訳文を添付してください。
- 「請願書(陳情書)」と明記し、提出年月日を記載の上、宛先を議長としてください。
- 請願者(陳情者)の住所を記載し、署名又は記名押印してください。(法人の場合には、所在地、名称を記載し、代表者が署名又は記名押印してください。)連絡先の電話番号は、提出時に口頭でお知らせください。
- 請願者(陳情者)が複数の場合は、代表者(1人または1団体)を定めてください。
- 署名簿を提出される場合、署名者の方も住所の記載と、署名又は記名押印が必要となります。
- 請願(陳情)の内容がいくつかに分かれる場合には、その内容ごとに請願書(陳情書)を分けて提出してください。請願(陳情)の項目は簡潔に箇条書きにしてください。
- 請願書の場合は、紹介議員(1人以上)の署名又は記名押印が必要です。(陳情書の場合は不要)
- 建築物、土地等に関するものは、必要に応じ、案内図や略図を添付してください。
- 請願の場合、郵送(受付締切日必着)、又は持参(開庁時間のみ)により提出してください。陳情の場合、電子申請システムでも提出できます。なお、FAXやEメールでは提出できません。
- 請願・陳情の受付締切日は定例会の当初議案を上程する本会議の日を基準とし、郵送は4開庁日前まで、持参及び電子申請システム(陳情のみ)による場合は3開庁日前の正午までです。受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。

傍聴

本会議、委員会は傍聴することができます。希望される方は、当日に市会議事堂3階の傍聴受付にお越しください。受付は開会30分前から開始します。

※委員会は受付開始前に定員超の場合には抽選

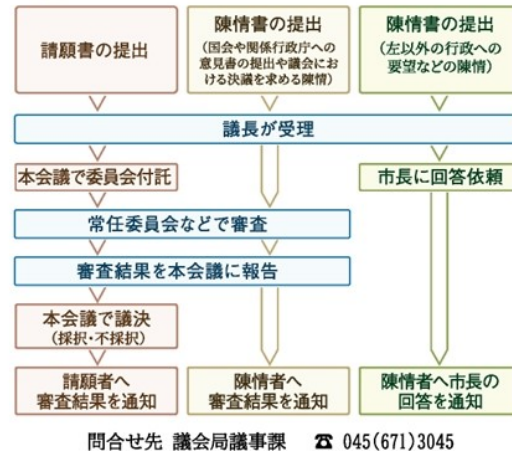
インターネット中継

- 本会議、各委員会等について、生中継・録画配信を実施
- 各区役所などでも生中継を実施しています

横浜市会X

- 市会日程やインターネット中継などのお知らせ

請願・陳情の流れ



問合せ先 議会局議事課 ☎ 045(671)3045

本会議場定員: 216(うち車いす席: 8) 詳しくは
大会議室定員: 40、各委員会室定員: 20 こちら



Facebook

- 委員会情報や正副議長の動向など幅広い情報を発信

動画

- 各定例会の概要や予算案に対する議員の考え方、子ども向け学習動画など、様々な動画を配信

What we do
YOKOHAMA CITY COUNCIL

市会のしおり

横浜市会

横浜市内では86人の議員が370万人を超える市民の皆様の代表として多様なニーズを把握し、市政の推進・発展を目指し、市民生活をより一層豊かで潤いのあるものにしていくために尽力しています。



日本最大の人口を有する基礎自治体である横浜市内においては、大都市特有の課題をはじめ、多くの市政課題が高度化、複雑化しています。そのような中、合議制の議会と執行機関の長による二元代表制の一翼として、横浜市内は、多くの権限と責任を担いながら、その果たすべき機能を最大限に発揮していきます。

議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は市会を代表し、また、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。市会の様々な事務をとりまとめ、処理するのも議長の仕事です。副議長は議長が職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

議長・副議長



明治22年当時の市役所

「市会」という呼称の由来

明治21年(1888年)に「市制」という法律が制定されました。「市制」は翌年4月1日に施行され、この日、横浜市内を含む31の「市」が誕生しました。この「市制」の中で、市には「市会」を置くことと定められていたため、当時は全ての市が「市会」と呼ばれたのです。その後、昭和22年(1947年)に地方自治法が公布され、市の議会のことは「市議会」と呼ぶことになったのですが、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の5市は、それまで「市会」という呼称を使用し、現在に至っています。

議員

市会には、選挙権を持つ住民の直接投票で選ばれた議員によって構成されています。市会の議員定数は、条例により86人と定められています。18の各行政区において選挙される議員の数は、その人口に比例して決められています。

選挙区別議員名簿



選挙区別議員数

市会議員の仕事

会議で議論するほか、意見を言うためにいろいろな勉強や、住民の声を聞くことも必要です。議員の仕事は多岐にわたりますが、例えば次のような仕事をしています。

本会議や委員会に出席して議案について議論し、採決に参加します。市が行っていることが、議会で決めたことと異なっていないかを監視しています。

地元住民の相談にのったり、町内会や商工会などの団体からの要望を聞いたりします。

市民の方向けの報告会の開催や、新聞の発行などにより、議会での活動を報告します。

現場視察や、国に対して要望を出すこともしています。

選挙権と被選挙権

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上市内に住所がある住民には、市会議員を選挙する権利(選挙権)があり、またその選挙権を有する満25歳以上の人には市会議員に立候補する権利(被選挙権)があります。



会派

市会では、政策の決定や形成に向けた理念を共有する議員が集まって会派を結成し活動しています。会派の結成には2人以上の所属議員が必要です。また、各委員会の委員長などの割り当てや、本会議での発言時間などは各会派の所属議員数を基に決められています。

市会の会派と所属議員数

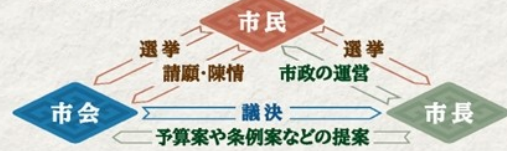


会派別議員名簿



市会と市長

市民が安心して快適に暮らしていけるように、市政の運営については市民の意見が十分に反映される必要があります。しかし、市民全員が話し合うことは難しいため、「市会議員」と「市長」を選挙で選び、市政の運営を委ねています。この制度のことを「二元代表制」といいます。市会のことを「議決機関」、市長をはじめ、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会等の行政委員会及び監査委員を「執行機関」といいます。市会と市長は独立・対等の立場で市政を担い、互いのけん制と調和により、公正な行政を確保し、市民の意思を尊重した、より良い市政の実現を目指しています。市長は、予算案や市の法律ともいえる条例の案など、市政を運営する上で重要な事柄について、法に基づき市会に提案します。市会はその案について審議し、議決します。市長はその議決に基づき、市政を運営します。



市会の権限

市が行う事業の予算を定めるとき、条例の制定や改正などをするとき、また、一定額以上の契約を結ぼうとするときなどには、市長は市会の議決を得る必要があります。このように議決を行う権限を「議決権」といいますが、この議決権のほかに、市会には地方自治法で主として次のような権限が与えられています。

市会の権限の詳細



選挙権
議長、副議長や選挙管理委員会などを選挙する権限

検査権及び監査請求権
市の事務管理や金銭の出納などが公正かつ効率的に行われているかを監視するための権限

調査権
市政全般について独自に調査を行う権限(百条調査権)

同意権
副市長などを市長が選任する際に同意を与える権限

意見書提出権
国・県などに意見書を提出し、意思や意見を表明する権限

自律権
市会内部の問題を国や市長の干渉を受けず定める権限

請願及び陳情の受理
請願書・陳情書を文書で受理する権限

定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集するのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。この際、市長が招集しないときは議長が招集することができます。定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

年間の会議 (時期は通例)

一般的な議案のほか、様々なことを審議しています。

2月 第1回市会定例会

新年度予算に関する議案など

5月 第2回市会定例会

役員改選など

9月 第3回市会定例会

過年度決算に関する議案など

11月 第4回市会定例会

※各定例会のほか、必要がある場合に臨時会が招集され、開催されることがあります。

横浜市議会基本条例

議会と議員の役割・活動原則、市民と議会、議会と市長との関係など、議会に関する基本的なルールを定めた条例です。市会及び市会議員が果たすべき役割を明確にし、議会に関する基本的な事項を定め、これを市民と共有することにより、より豊かで潤いのある市民生活の実現を図ることを目的に平成26年に制定されました。

横浜市議会基本条例の詳細



用語解説



市会で使われる様々な用語については、Webにも解説を掲載しています。

市会議事堂

空調・照明などにおける高効率機器の採用や自然通風・太陽光発電など自然エネルギーを最大限利用することにより、最高ランクの省エネルギー性能と快適性を両立した、低炭素型の市庁舎の中層部に、議事堂は位置しています。本会議場等を行政部分から分けて配置することで二元代表制を表現し、船をイメージした特徴的な外観としています。鳩とオリーブの枝のレリーフの復元や本会議場の扇型の議席配置、白い天井など、旧庁舎の雰囲気と伝統を継承しつつ、横浜らしさを表現し、人と環境にやさしいつくりとしています。



議事堂平面図



議事堂3階及び7階には、議会活動や姉妹都市等からの記念品を紹介するPRコーナーを設置しています。ぜひご覧ください。

